第３　総論

第３－１　目的

特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、番号法第37条に基づき、国民生活にとっての個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務としている。本ガイドラインは、同法第４条及び第37条に基づき、行政機関等及び地方公共団体等が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な指針を定めるものである。

第３－２　本ガイドラインの適用対象等

⑴　本ガイドラインの適用対象

番号法は、行政機関等、地方公共団体等又は事業者の別を問わず、個人番号を取り扱う全ての者に適用される。

本ガイドラインは、番号法の適用を受ける者のうち行政機関等及び地方公共団体等を対象とするものである。

⑵　行政機関等及び地方公共団体等が番号法の適用を受ける場面

行政機関等及び地方公共団体等は、個人番号の提供の求めの制限（番号法第15条）並びに特定個人情報の提供の制限（同法第19条）及び収集等の制限（同法第20条）の規定の適用を受ける。また、行政機関等及び地方公共団体等が同法の規定の適用を受ける主な事務は、次のとおりである。

- 行政機関等及び地方公共団体等が個人番号を利用して個人情報を検索、管理する事務（同法第９条第１項）
- 行政機関等及び地方公共団体等がその職員等（以下「職員」という。）から個人番号の提供を受けて、これを給与所得の源泉徴収票、給与支払報告書等の必要な書類に記載して、税務署長、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）等に提出する事務（同法第９条第３項）
- 激甚災害が発生したとき等において、「所得税法」（昭和40年法律第33号）第225条第１項第１号、第２号及び第４号から第６号までに該当する独立行政法人等（以下「金融機関に該当する独立行政法人等」という。）が個人番号を利用して金銭を支払う事務（同法第９条第４項）

なお、行政機関等又は地方公共団体等から個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者となる。

第３－３　本ガイドラインの位置付け等

⑴　番号法と一般法との関係

番号法は、特定個人情報の取扱いに関して、一般法の特例を規定した特別法であることから、番号法の規定は、一般法の規定に優先して適用される。一方、特定個人情報に関して番号法に特段の規定がない事項については、一般法の規定が適用される。

⑵　番号法と個人情報保護条例との関係

一般に、法律は条例に優先して適用されることから、特定個人情報に関する番号法の特例規定は、個人情報保護条例の規定に優先して適用される。一方、特定個人情報に関して番号法に特段の規定がない事項については、個人情報保護条例の規定が適用される。

また、番号法により行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の規定を読み替えて適用することとされている部分があること等を踏まえ、番号法第31条においては、地方公共団体等が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、また、地方公共団体等が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために、必要な措置を講ずるものとしている。

したがって、地方公共団体においては、これらに対応するため、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

⑶　本ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針を定めるものである。

また、特定個人情報に関し、番号法に特段の規定がなく一般法又は個人情報保護条例が適用される部分については、一般法を基に定められている指針等（「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」（平成16年９月14日総管情第84号総務省行政管理局長通知）、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について」（平成16年９月14日総管情第85号総務省行政管理局長通知）及び「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年６月16日総行情第91号総務省政策統括官通知）等をいい、以下「指針等」という。）を遵守することを前提としている。

第３－４　番号法の特定個人情報に関する保護措置

⑴　保護措置の概要

個人番号は、社会保障、税及び災害対策の分野において、個人情報を複数の機関の間で紐付けるものであり、住民票を有する全ての者に一人一番号で重複のないように、住民票コードを変換して得られる番号である。したがって、個人番号が悪用され、又は漏えいした場合、個人情報の不正な追跡・突合が行われ、個人の権利利益の侵害を招きかねない。

そこで、番号法においては、特定個人情報について、一般法よりも厳格な各種の保護措置を設けている。この保護措置は、「特定個人情報の利用制限」、「特定個人情報の安全管理措置等」及び「特定個人情報の提供制限等」の三つに大別される。

ア　特定個人情報の利用制限

番号法においては、個人番号を利用することができる範囲について、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務に限定している（番号法第９条及び別表第１）。また、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法の読替え又は適用除外の規定を置き（同法第29条第１項及び第２項）、本来の利用目的以外の目的で例外的に特定個人情報を利用することができる範囲について、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法における個人情報の利用の場合よりも限定的に定めている。

地方公共団体においては、番号法第31条の規定に基づき、行政機関等と同様の適用となるよう、個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある。

さらに、個人番号利用事務等実施者に対し、必要な範囲を超えた特定個人情報ファイルの作成を禁止している（同法第28条）。

イ　特定個人情報の安全管理措置等

行政機関等については、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法に基づき、保有個人情報の安全管理措置を講じなければならず、個人情報の取扱いの委託を受けた者にも同様の義務が課されている（行政機関個人情報保護法第６条、独立行政法人等個人情報保護法第７条）。また、行政機関等の職員又は受託業務に従事している者は、個人情報を漏えいし又は不当な目的に利用することが禁止されている（行政機関個人情報保護法第７条、独立行政法人等個人情報保護法第８条）。

地方公共団体等については、個人情報保護条例の定めるところによる。

番号法においては、これらに加え、個人番号（生存する個人のものだけでなく死者のものも含む。）について安全管理措置を講ずることとされている（番号法第12条）。

また、個人番号利用事務等を再委託する場合には委託者による再委託の許諾を要件とする（同法第10条）とともに、委託者の委託先に対する監督義務を課している（同法第11条）。さらに、委託を受けた者及び再委託を受けた者は、個人番号利用事務等実施者になることを明確にし（同法第２条第12項及び第13項）、これらの者も番号法における個人番号の安全管理措置を講じなければならないこととしている（同法第12条）。